

地域密着型サービス事業者の指定更新について

1. (介護予防) 地域密着型サービスについて

- 地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるためのもので、平成18年4月に創設されました。
- 原則として施設所在地の住民のみが利用できるサービスで、市町村が指定・指導監督の権限をもっています。

2. (介護予防) 地域密着型サービスの指定更新手続きについて

- 指定地域密着型サービス事業者（介護予防も含む。）については、指定基準に沿って事業が運営されているかを定期的に確認するために、指定の効力に6年間の期限が設けられています。事業者は、指定日から6年を経過する際に指定の更新を受けなければ、有効期間の満了により指定の効力を失います。更新申請時には、原則として指定申請の際と同様に立入検査等を行うこととなります。
- 介護保険法において、地域密着型サービスの指定更新を行うときは、あらかじめ、被保険者・関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることとされておりますので、古賀市介護保険運営協議会からのご意見を反映させたくうえで指定を行うこととなります。

3. 今回の対象事業者

- (1) 地域密着型介護老人福祉施設 清滝の郷
- | | |
|---------|------------|
| 指定年月日 | 平成23年4月 1日 |
| 有効期間満了日 | 平成29年3月31日 |

4. 事業者概要

サービス種類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
サービス内容	可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする。
申請者	社会福祉法人 清浄会 理事長 田中 潤
事業者	古賀市薦野1413番6 地域密着型介護老人福祉施設 清滝の郷
事業規模	<ul style="list-style-type: none"> ●定員 29人（1ユニット9人～10人×3ユニット） ※平成29年2月末現在の入居者29人（平均要介護度3.76） ※上記定員以外に、短期入所利用定員が10人 ●職員 医師：1人 生活相談員：2人（常勤兼務） 介護職員：28人（常勤兼務17人、非常勤兼務11人） 看護職員：4人（常勤兼務2人、非常勤兼務2人） 栄養士：1人（常勤兼務） 機能訓練指導員：1人（常勤兼務） 介護支援専門員：1人（常勤兼務）
施設等	<ul style="list-style-type: none"> ●居室 1室の最大定員：1人 入所者1人あたりの最小床面積：13.70㎡ ●食堂及び機能訓練室の合計面積：395.72㎡ ●廊下 片廊下の幅：2.19m 中廊下の幅：5.00m ●非常火災設備：消火器・スプリンクラー設備・自動火災報知機・消防機関へ通報する火災報知機・非常放送設備・誘導灯
料金	<ul style="list-style-type: none"> ●法定代理受領分 : 介護報酬告示の額 ユニットケア体制加算 看護体制加算 夜勤職員配置加算 栄養マネジメント体制加算 療養食加算 介護職員処遇改善加算I ●法定代理受領以外分：家賃820～1,970円/日 食費300～1,380円/日 その他必要な費用は実費
協力医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ●特定医療法人北九州古賀病院（内科、精神科、呼吸器科） ●新宮スマイル歯科医院（歯科）